

上山市議会会議録

第496回定例会

予算特別委員会

(令和2年3月2日)

令和2年3月2日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 議第2号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第7号）
- 議第3号 令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第4号 令和元年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第5号 令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第6号 令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

谷	江	正	照	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光	義	委員	守	岡		等	委員
高	橋	要	市	委員	棚	井	裕	一	委員
尾	形	み	ち子	委員	長	澤	長	右衛門	委員
川	口		豊	委員	中	川	と	み子	委員
神	保	光	一	委員	枝	松	直	樹	委員
川	崎	朋	巳	委員	高	橋	義	明	委員
大	沢	芳	朋	委員					

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

横	戸	長	兵衛	市	長	塚	田	哲	也	副	市	長
金	沢	直	之	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長		富	士	英	樹	市政戦略課長		
平	吹	義	浩	財政課長		前	田	豊	孝	税務課長		
土	屋	光	博	市民生活課長		鈴	木	直	美	健康推進課長		
鏡		裕	一	福祉課長		齋	藤	智	子	子ども子育て課長		
鈴	木	英	夫	商工課長		尾	形	俊	幸	観光課長		

漆	山	徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 長	須	貝	信	亮	建設課 長	
秋	葉	和	浩	上下水道課 長	武	田	浩	会計管理者 (兼)会計課 長	
佐	藤	浩	章	消 防 長	古	山	茂	満	教育委員 会長
井	上	咲	子	教育委員 会長	遠	藤	靖	教育委員 会長	
渡	辺	る	み	教育委員 会長	高	橋	秀	典	教育委員 会長
大	和	啓	監 査 委 員	舟	越	信	弘	監 査 委 員	

事 務 局 職 員 出 席 者

佐	藤	毅	事 務 局 長	鈴	木	淳	一	副 主 幹	
渡	邊	高	範	主 査	小	口	彩	夏	主 任

午後 1時00分 開 会

開 議

○棚井裕一委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、令和元年度の補正予算5件及び令和2年度の予算9件であります。

初めに、審査の日程についてお諮りいたします。

本日は、令和元年度の補正予算5件を審査し、6日、9日及び10日の3日間で、令和2年度の各会計予算9件を審査いたしたいと思ひます

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、本日は令和元年度の補正予算を審査し、6日、9日及び10日の3日間は令和2年度予算の審査を行うことに決しました。

なお、審査は各委員のお手元に配付しております審査予定表のとおり進めることにいたしたいと思ひますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

次に、審査の順序であります、議案番号の順に進めたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、審査することに決しました。

これより直ちに審査に入ります。

~~~~~  
**議第2号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第7号）**

○棚井裕一委員長 議第2号令和元年度上山市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第2号令和元年度上山市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度上山市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億3,600万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

1款市税は7,900万円を増額し、補正後の額を37億120万円とするものであります。1項市民税で3,550万円、2項固定資産税で4,500万円、3項軽自動車税で600万円の増、4項市たばこ税で750万円の減によるものであります。

6款地方消費税交付金は3,000万円を減額し、補正後の額を5億3,500万円とするものであります。

11款地方交付税は1億991万9,000円を増額し、補正後の額を37億2,991万9,000円とするものであります。

15款国庫支出金は1,209万円を増額し、補正後の額を17億1,938万3,000円とするものであります。1項国庫負担金で1,635万3,000円の増、2項国庫補助金で426万3,000円の減によるものであります。

16款県支出金は564万6,000円を減額し、補正後の額を9億6,501万3,000円とするものであります。1項県負担金で2,696万6,000円の増、2項県補助金で3,261万2,000円の減によるものであります。

17款財産収入は3,464万3,000円を増額し、補正後の額を1億292万2,000円とするものであります。2項財産売払収入の増によるものであります。

18款寄附金は1億6,155万円を増額し、補正後の額を10億8,555万円とするもの

であります。

19款繰入金は4億7,300万円を減額し、補正後の額を2億70万円とするものでありますが、1項基金繰入金の減によるものであります。

20款繰越金は1億3,602万8,000円を増額し、補正後の額を3億7,274万3,000円とするものであります。

次のページをごらんください。

21款諸収入は5億3,191万6,000円を増額し、補正後の額を16億6,646万円とするものでありますが、3項貸付金元利収入で2,300万円の減、5項雑入で5億5,491万6,000円の増によるものであります。

22款市債は6,950万円を減額し、補正後の額を9億510万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では4億8,700万円を増額し、補正後の歳入合計を154億3,600万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、4ページ、5ページをお開き願います。

2款総務費は5億9,505万9,000円を増額し、補正後の額を27億5,099万1,000円とするものでありますが、1項総務管理費で5億8,257万6,000円、3項戸籍住民基本台帳費で189万円、5項統計調査費で1,059万3,000円の増によるものであります。

3款民生費は4,612万2,000円を増額し、補正後の額を48億3,251万円とするものでありますが、1項社会福祉費で939万4,000円、2項児童福祉費で1,580万3,000円、3項生活保護費で2,092万5,000円の増によるものであります。

4款衛生費は1億1,302万9,000円を減額し、補正後の額を7億8,727万1,000円とするものでありますが、1項保健衛生費で9,200万円、2項清掃費で2,102万9,000円の減によるものであります。

6款農林水産業費は1,029万5,000円を減額し、補正後の額を5億4,242万7,000円とするものでありますが、1項農業費で1,133万3,000円の減、2項林業費で103万8,000円の増によるものであります。

7款商工費は120万円を増額し、補正後の額を15億6,894万7,000円とするものであります。

8款土木費は3,939万3,000円を減額し、補正後の額を10億9,807万9,000円とするものでありますが、2項道路橋梁費で1,173万円、4項都市計画費で950万円、5項住宅費で1,816万3,000円の減によるものであります。

10款教育費は225万円を増額し、補正後の額を14億9,682万9,000円とするものでありますが、1項教育総務費で155万円、次のページをごらんください、6項保健体育費で70万円の増によるものであります。

11款災害復旧費は1,000万円を減額し、補正後の額を1,696万1,000円とするものでありますが、2項土木施設災害復旧費の減によるものであります。

12款公債費は2,300万円を減額し、補正後の額を14億1,840万円とするものであります。

13款諸支出金は3,808万6,000円を増額し、補正後の額を8,379万円とするものでありますが、1項普通財産取得費の増に

よるものであります。

以上の結果、歳出合計では4億8,700万円を増額し、補正後の歳出合計を154億3,600万円とするものであります。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、17ページ、18ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は4億7,027万6,000円の増であります。基金積立金によるものであります。その内容は、公共施設の計画的な更新を図るため、公共施設等保全整備基金に5,000万円、財政運営の安定化のために財政調整基金に2億円、減債基金に2億2,027万6,000円を積み立てるものであります。

6目企画費は1億1,230万円の増であります。ふるさと納税推進事業費で、ふるさと納税寄附金の歳入増に合わせ、委託料等を増額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は189万円の増であります。戸籍住民基本台帳事務費で、国からの補助金を活用しマイナンバーカードの普及拡大を図るため、制度運用を委任している地方公共団体情報システム機構への交付金と賃金等を増額するものであります。

5項統計調査費3目地籍調査費は1,059万3,000円の増であります。国の補正予算を活用し、令和2年度に実施する地籍調査の一部を前倒しして予算措置し、令和2年度に繰り越すものであります。事業の実施については令和2年度に行うものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目障がい者福祉費は2,637万8,000円の増であります。障がい者福祉事業費で、平成30年度の事

業実績により国庫支出金精算返還金を措置し、障がい福祉サービス給付費で、生活介護ほか各サービスの利用者増加による扶助費の増と、平成30年度の事業実績により国庫支出金精算返還金を措置するものであります。

3目高齢者福祉費は1,698万4,000円の減であります。後期高齢者医療事業費で、平成30年度の後期高齢者の療養給付費の確定により、精算額を山形県後期高齢者医療広域連合に支払い、介護保険特別会計繰出金で介護給付費などの決算見込みにより減額するものであります。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費2目児童措置費は1,580万3,000円の増であります。保育所等管理運営費で補正額がゼロであります。幼児教育・保育の無償化に伴い、県支出金の交付決定を受けたことから県費負担金を増額し、一般財源を同額減額する財源更正を行い、障がい児施設給付・医療費では、放課後等デイサービスなどの利用増により扶助費を増額するほか、平成30年度事業実績により国庫支出金精算返還金を措置するものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は41万4,000円の増であります。生活困窮者自立支援費で、平成30年度の事業実績により国庫支出金精算返還金を措置するものであります。

2目扶助費は2,051万1,000円の増であります。生活保護援護事業費で、生活保護受給者の医療費が増加していることから医療扶助費を増額するとともに、平成30年度の事業実績により国庫支出金精算返還金を措置するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費3目保健衛生施設費は9,200万円の減額であります。温泉

健康施設事業費で施設用地取得費を皆減とするものであります。

2項清掃費1目清掃総務費は2,102万9,000円の減であります。清掃総務費で、山形広域環境事務組合の決算見込みにより負担金を減額するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は1,546万4,000円の減であります。有害鳥獣対策事業費では、イノシシの捕獲頭数の増加に伴い有害鳥獣捕獲奨励金等を増額するため、上山市鳥獣害防止対策協議会への補助金を増額し、強い農業・担い手づくり総合支援事業費では、農業用機械等の取得助成についての補助金額の確定により減額し、地域農業振興事業費では、決算見込みにより農業次世代人材投資資金及び機構集積協力金を減額するものであります。

次のページをお開きください。

5目農地費は413万1,000円の増であります。農地整備事業費では、国の補正予算を活用し前倒しして実施することになった松沢地区農地整備事業の市負担金を増額し、多面的機能支払事業費では、全国的な組織数の増加により資源向上支払交付金が減額調整されたため、多面的機能支払交付金事業費補助金を減額するものであります。

2項林業費2目林業振興費は103万8,000円の増であります。森林経営管理事業費で、森林環境譲与税の決算見込みにより今年度事業費の余剰を森林環境譲与税基金に積み立てるものであります。

7款1項商工費3目企業立地費は120万円の増であります。産業団地整備事業特別会計繰出金で、産業団地整備事業特別会計の事業が、財源である地方債のみでは賅い切れないことか

ら、不足する部分を一般会計から繰り出すものであります。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費は2,027万円の増であります。除雪対策費で、今後の山間部での除排雪出動を考慮し委託料を増額するものであります。

3目道路新設改良費は3,200万円の減であります。県道路整備事業負担金で、主要地方道白石上山線での側溝整備等や主要地方道山形上山線での道路整備事業費の確定により負担金を減額し、産業団地整備事業特別会計繰出金では、かみのやま温泉インター産業団地での道路整備事業を市単独事業から国の社会資本整備総合交付金事業に変更したことに伴い、繰出金を減額するものであります。

4目社会資本整備総合交付金事業費は、補正額はゼロであります。道路事業費で、測量設計調査費等業務委託料を減額し、除雪ドーザ購入に係る備品購入費を増額するものであります。

4項都市計画費1目都市計画総務費は950万円の減であります。都市計画事業費で、駅前広場基本設計業務委託料等の事業費の決算見込みにより減額するものであります。

次のページをお開きください。

5項住宅費1目住宅管理費は196万3,000円の減であります。地域優良賃貸住宅供給促進事業費で、住宅整備に係る事業費の確定により減額するものであります。

2目住宅支援費は1,620万円の減であります。定住促進事業費では持家住宅建設等補助金を、住宅リフォーム支援事業費では住宅リフォーム支援事業費補助金を、空家等対策事業費では危険空家解体事業補助金を、それぞれ実績見込みにより減額するものであります。

9款1項消防費1目常備消防費は、補正額は

ゼロであります。消防総務費及び職員人件費で、台風19号に伴う緊急消防援助隊の活動に要した経費に対する国庫負担金の交付により、一般財源を減額する財源更正を行うものであります。

2項非常備消防費では、同じく補正額はゼロであります。消防団運営費で消防団員用に貸与した防寒衣へ消防団員等公務災害補償等共済基金から購入助成金が交付されることから、一般財源を減額する財源更正を行うものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は155万円の増であります。委員会運営費で、国際ソロプチミストかみのやま、上山市医師会、長岡道子氏、山形三夫氏から育英事業に対する指定寄附を受けたことから、奨学金貸付基金への繰出金を措置するものであります。

4目就園就学奨励費は補正額はゼロであります。私立幼稚園施設等利用給付事業費で、幼児教育・保育の無償化に伴う制度変更により、国県支出金の構成を改め、国庫支出金が皆減となる一方で、同額が県費により交付されることによる財源更正を行うものであります。

6項保健体育費4目蔵王坊平アスリートヴィレッジ費は70万円の増であります。蔵王坊平アスリートヴィレッジ振興費で、合宿利用者の増加に伴い合宿利用者支援事業費補助金を増額するものであります。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費2目公共土木施設災害復旧費は1,000万円の減であります。公共土木施設災害復旧事業費で事業費の確定により減額するものであります。

次のページをお開きください。

12款公債費1項公債費1目元金は2,300万円の減であります。市債償還元金で、ふ

るさと融資を活用して整備を進めていたバイオマスエネルギー事業の進捗がとまっていることに伴い、市債元金の償還開始時期を繰り延べることにしたことから減額するものであります。

13款諸支出金1項普通財産取得費1目土地取得費は3,808万6,000円の増であります。土地取得事業費で蔵王みはらしの丘分譲地が完売したことに伴い、上山市土地開発公社へ支払う土地購入費を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、11ページ、12ページをお開きください。

最初に、1款市税1項市民税1目個人は1,100万円の増であります。個人所得が当初見込みを上回ったことなどによるものであります。

2目法人は2,450万円の増であります。堅調な企業業績により、法人税額が当初見込みを上回ったことによるものであります。

2項1目固定資産税は4,500万円の増であります。企業の設備投資が進んだことから、当初見込みを上回ったことによるものであります。

3項1目軽自動車税は600万円の増であります。決算見込みにより増額するものであります。

4項1目市たばこ税は750万円の減であります。税率の低い加熱式たばこの普及等により当初見込みを下回ったことによるものであります。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金は3,000万円の減であります。消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の交



付時期が一部令和2年度になることにより減額するものであります。

11款地方交付税1項1目地方交付税は1億991万9,000円の増であります。普通交付税の交付額の確定によるものであります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は2,540万2,000円の増であります。生活介護や就労継続支援等に対する障がい者自立支援給付費負担金、放課後等デイサービスなどに対する障がい児施設給付費等負担金、医療扶助費等に対する生活保護費負担金をそれぞれ事業量の増加に伴い増額するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金は1,000万5,000円の減であります。土木施設災害復旧事業負担金を減額するものであります。

4目総務費国庫負担金は95万6,000円の増であります。台風19号に伴う緊急消防援助隊派遣に対する緊急消防援助隊活動費負担金を新たに計上するものであります。

次のページをお開きください。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は190万5,000円の増であります。個人番号カード交付事業に関する事業費及び事務費に対する国庫補助金を増額するものであります。

6目土木費国庫補助金は74万5,000円の減であります。社会資本整備総合交付金で、対象となる危険空家解体事業補助金などの事業費の決算見込み等により減額し、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業補助金でNPO法人かみのやまランドバンクとの連携事業への補助金が交付されることにより、新たに計上するものであります。

7目教育費国庫補助金は542万3,000円の減であります。幼稚園就園奨励費補助金

が年度途中により廃止となり、新たに県負担金による補助制度が創設されたことにより減額補正を行うものであります。

16款県支出金1項県負担金1目総務費県負担金は1,059万3,000円の増であります。国の補正予算を活用して地籍調査事業負担金を増額するものであります。

2目民生費県負担金は1,637万3,000円の増であります。社会福祉費県負担金である生活介護や就労継続支援等に対する障がい者自立支援給付費負担金、児童福祉費県負担金である放課後等デイサービスなどに対する障がい児施設給付費等負担金、私立幼稚園施設等利用給付事業に対する新たな支援制度である子育てのための施設等利用給付交付金及び子育てのための施設等利用給付費県費負担金をそれぞれ増額するものであります。

2項県補助金4目農林水産業費県補助金は2,405万2,000円の減であります。強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金、機構集積協力金交付事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、多面的機能支払交付金をいずれも事業費の確定等により減額するものであります。

5目土木費県補助金は856万円の減であります。実績見込みにより住宅リフォーム総合支援事業費補助金を減額するものであります。

17款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入は3,464万3,000円の増であります。蔵王みはらしの丘の宅地売却による土地売払収入であります。

18款寄附金1項1目寄附金は1億6,155万円の増であります。指定寄附金155万円は歳出で御説明した方々よりいただいたもので、ふるさと納税寄附金1億6,000万円の

増は実績見込みによるものであります。

次のページをお開きください。

19款繰入金1項1目基金繰入金は4億7,300万円の減であります。財政調整基金取りくずしの皆減と温泉健康施設整備に伴うふるさと納税基金取りくずしを皆減とすることによるものであります。

20款繰越金1項1目繰越金は1億3,602万8,000円の増であります。前年度繰越金を増額するものであります。

21款諸収入3項貸付金元利収入1目再生可能エネルギー施設整備貸付金元利収入は2,300万円の減であります。再生可能エネルギー施設整備貸付金の返還繰り延べによるものであります。

5項雑入2目弁償金は5億5,215万7,000円の増であります。ニュートラックいたてに対する東京電力ホールディングスからの損害賠償金を措置するものであります。

3目雑入は275万9,000円の増であります。消防団員安全装備品等助成金による防寒衣購入への助成と、平成30年度の生活保護費に係る県支出金の追加交付額を措置するものであります。

22款市債1項市債2目衛生債は4,600万円の減であります。温泉健康施設整備に係る用地購入費を皆減することによるものであります。

3目農林水産業債は1,020万円の増であります。松沢地区農地整備事業に係る県営土地改良事業負担金を増額するものであります。

5目土木債は2,880万円の減であります。市単独道路整備事業、県道路整備事業負担金のいずれも事業費の確定等により減額するものであります。

8目災害復旧債は490万円の減であります。公共土木施設災害復旧事業の確定によるものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明申し上げますので、前に戻りまして6ページをお開きください。

表に記載のとおり、3つの事業について繰越明許費を定めるものであります。

2款総務費5項統計調査費で、地籍調査費の1,950万円につきましては、国の補正予算を活用し令和元年度で事業費を措置し繰り越すものであります。

8款土木費2項道路橋梁費で、道路事業費の1億6,600万円につきましては、産業団地整備事業に伴う道路改良工事及び橋梁補修工事と除雪ドーザ購入について、いずれも年度内完了が困難であることから繰り越すものであります。

10款教育費6項保健体育費で、蔵王坊平アスリートヴィレッジ振興費の4,000万円につきましては、国の地域経済循環創造事業交付金を活用した（仮称）アスリートリカバリーセンター新築工事への補助事業で、年度内完了が困難であることから繰り越すものであります。

次に、第3表地方債補正について御説明いたします。

このたびは限度額の変更であります。記載のとおり、4つの事業について限度額を変更するものであります。

温泉健康施設整備事業につきましては、施設用地取得の財源4,600万円を皆減とするものであります。

農業施設整備事業につきましては、松沢地区農地整備事業の市負担金の増により1,020万円を増額し、補正後の限度額を4,480万

円とするものであります。

道路橋梁整備事業につきましては、事業確定による県道路整備事業負担金の減とかみのやま温泉インター産業団地での道路整備事業を社会資本整備総合交付金事業に変更することに伴い、2,880万円を減額し、補正後の限度額を1億8,700万円とするものであります。

土木施設災害復旧事業につきましては、事業費の確定により490万円を皆減とするものであります。この結果、地方債全体では補正後の限度額を9億510万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

**○棚井裕一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を区分し、繰越明許費及び地方債は歳入とあわせて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。  
尾形みち子委員。

**○尾形みち子委員** 2款総務費、戸籍住民基本台帳事務費ということでございます。国のマイナンバーカードが、普及が進んでないという状況の中で、本市の普及の現状がどうなっているのかお聞きします。

**○棚井裕一委員長** 市民生活課長。

**○土屋光博市民生活課長** マイナンバーの交付率につきましては、9.7%の現状でございます。

**○棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

**○尾形みち子委員** 市民の普及率が9.7%というようにことでよろしいということでございますので、総じてこれは進んでないという状況だというふうに捉えているわけですがけれども、そういったところで、この普及を増加していくというようなことの今後の対策等々があればお

示してください。

それとともに、職員が今300何人いらっしゃいますけれども、そちらのほうのマイナンバーカードは進んでいるのかどうか、そういったところも含めてお示してください。

**○棚井裕一委員長** 市民生活課長。

**○土屋光博市民生活課長** マイナンバーカードの普及につきましては、マイナンバーカード交付円滑化計画を策定いたしまして実施しているところでございまして、現在、申告会場におけるマイナンバーカードの受け付けも行っておりますし、今後は、施設それから企業に出向いて出張受け付け等も行っていく考えでございます。

**○棚井裕一委員長** 庶務課長。

**○金沢直之庶務課長** 職員についての普及関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、共済組合などのほうから普及を図ってほしいという要望は来ておりますが、あくまで強制ではございませんので、こちらのほうにつきましても市民と同様に啓発をするというように進めたいと考えているところでございます。

**○棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

**○尾形みち子委員** 申告3月、一般市民の皆様、15日までというようなことでございますので、こういったところにおいても今後とも普及をしていくという、啓発をしていくというような状況でございますので、ぜひそういったことをマイナンバーカードのほうもお願いいたします。

**○棚井裕一委員長** 枝松直樹委員。

**○枝松直樹委員** 今の質疑に関連してですが、あれは有効期限があるかと思ったのですが、ことしあたりから有効期限の到来する方がいると思うのです。その周知というのはどのよ

うにされるのですか。

○棚井裕一委員長 市民生活課長。

○土屋光博市民生活課長 有効期限につきましては、個別に周知をさせていただいているところでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、4款衛生費、6款農林水産業費についての質疑、発言を許します。長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 6款3目農業振興費について伺います。

有害鳥獣対策事業費ですね、400万円の増額があったわけでありまして。ことしは特に、ことしの冬は雪が少なく、大分イノシシが捕獲されたということでございます。昨年は202頭捕獲されているわけでございますけれども、ことしは今現在何頭ぐらいの捕獲となっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 2月末現在でございますが、イノシシの捕獲頭数は331頭でございます。

○棚井裕一委員長 長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 100頭以上ふえたということは、効果があったと思っております。でも、400万円というのはちょっと多過ぎると思うのですが、その捕獲以外にもこういう事業に何か含まれているのでしょうか。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 捕獲奨励金、伸び分では300万円強の金額になりますが、ほかに、こちら捕獲奨励金を口座振替で振り込みをさせていただくのですが、そういった部分の手数料、あとは電気柵設置に係る補助金の口座

振替手数料、また狩猟免許の取得増加によります免許の補助に対する増額分も含まれております。

○棚井裕一委員長 長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 わかりました。それで、今年度、緩衝帯整備した団体が大分おられると思うのですが、抜群に効果があったということは何っております。そういう意味で、ことしなんかは、もう冬、雪がなくて緩衝帯整備なんかもできたと思うのですよ。そういう意味で、効果が見られるということでございますので、ぜひ、今回たまたま緩衝帯をやろうとしたときに、もう予算がありませんよということであったものですから、こういう効果がある事業でございますので、大いにこういうところは増額して頑張ってくださいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 6款2項2目ですが、森林経営管理事業費103万8,000円の積立金ということになっておりますが、これ金額が少ないからこれでは事業ができないということで積んでいるのかなとちょっと推測したところですが、令和2年度についても積立金に558万4,000円積んでいるんですよ。だから、具体的にこれを積むのはいいんですけども、どういう形で将来それを使って、いわゆる剰余金をうまく効果的に使うことを考えておられるのか伺います。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 令和元年につきましては、515万9,000円のうち412万1,000円を事業費として使う予定をしております。令和2年度の部分では、森林環境譲与税が倍増になるということで、その部分で令

和元年度同様の予算額を計上しておりますが、その部分で基金の積立額が多くなっております。

今後の予定につきましては、市のほうで経営管理のほうをしていくというような状況になりますと、やはり事業費が足りなくなってくるということが想定されますので、基金のほうでの積み立てを利用して事業を行っていきたいと考えております。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 いわゆるこれは、個人で管理ができなくなった山林について、今「市が」とおっしゃったんですけれども、市が直接管理にかかわるといふ、どういうことなのか、中身をもう少し教えてください。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 市のほうで管理を任せるといふような市民の方、所有者の方の意向がございましたら、そちらに基づいて、市が直接事業を行うというわけではなく、市から委託して業者の方に管理をしてもらうというように想定をしております。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 それでは、これについてはそういう方が、希望者がどういうふう把握をして市のほうにつなげてもらう、そのすべを教えてください。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 現在、東地区のほうで、所有者調査の後に意向調査ということで調査中でございまして、そちらのほうでの回答の内容で、市のほうに管理をお願いしたいという意向がございましたら、それに基づいて管理をしていくというような流れになっております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、7款商工費、8款土木費についての質疑、発言を許します。谷江正照委員。

○谷江正照委員 8款の住宅支援費でお伺いたします。

今回、定住促進事業費、住宅リフォーム支援事業費、空家等対策事業費で減じた補正予算になっておりますが、このなぜこのような減じたことになったのか、まず状況をお示してください。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 それぞれの事業につきまして、いわゆる事業費の確定ということでございまして、その分、減額補正というふうなところでございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 予算を立てて事業を見積もったわけでありましてけれども、現在のこの事業の確定したところの、この3つの事業におきましての確定した件数等をお知らせいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 定住促進事業費、これにつきましては持ち家の建設に対する補助金というところでございますけれども、これは令和元年度63件の申請となっております。

続きまして、住宅リフォーム支援事業費、これにつきましては現在179件の件数となっております。

空き家の対策事業費につきましては、いわゆる危険空家解体工事費補助、この部分につきまして現在8件というところになってございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 実績もしっかりとある部分で、さらに積み増しを進めるためにPR等で、ぜひ

本市で取り組んでいるLINE@ですとか、子育てのLINEなどの活用を進めるべきだと思うのですが、その部分に関してはいかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 それぞれの事業PRにつきましては、ホームページですとか各チラシ、関係団体と協力しながらそういった情報提供をさせていただいておりますけれども、委員おっしゃったように、LINE、SNSでしょうか、これも一つの手段というふうにも捉えることができますけれども、今後需要といたしますか、そういったニーズをきちっと把握した上で考えていきたいというふうに思います。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 8款土木費、住宅管理費というところで、十日町の子育て世帯の地域優良賃貸の住宅という促進事業費があるわけですが、こちらのほうも今の現状、応募現状ですね、それから、この間、市報等で所得対象が少し変わったというようなことも含めてお示してください。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 十日町のかみのやまテラスでございますけれども、1月、2月それぞれ募集をさせていただいた経過がございます。今回2月末から3月の22日までですかね、通して、募集を3回に分けるような形にはなるんですけれども、通しながら募集をしていく形になります。

この間、問い合わせ等は複数いただいておりますけれども、おっしゃったように収入の条件といたしますか、その部分21万4,000円のところでなかなかハードルが高いというふうな状況がございまして、そういったところで今

のところ申し込み済みというところにはなってございませんけれども、まだ1カ月程度ございますので、引き続き情報を出しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 かみのやまテラスですか、こちらのほうは本市の子育て世帯の革新的な住宅というようなことで、中心市街地の中で子育てをしている子どもさんのというようなことも含めて大変いい住宅になっているというふうには思っているんですけれども、この辺のところをもっとしっかりと、最初から年収のところも含めてですけれども、緩和策というようなものを含めて必要であったのではないかとこの1カ月に思うのですけれども、この1カ月に8世帯が全部埋まるというようなことでよろしいのかどうか確認いたします。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 制度につきましては、これは国の基準に基づいて収入条件というふうなところを進める必要が当然でございます。ただ、全国一律といたしますか、そういう制度になってございますので、ただ我々地方の状態といたしますか、現実的には共働き、当然多いというふうな地方ならではの状況もございます。ですので、基本的には今月いっぱいかけて、引き続き精いっぱい募集、契約するように進めてまいりますけれども、引き続き、我々先駆的にこの事業をやらせていただいておりますので、一つの考え方としましては、県を通じて国、そういったところに、こういう制度の状態といたしますか、地方の部分の状態というふうなところをしっかりと要望しながら、まずは1カ月進めていきたいというふうに考えてございます。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 市が窓口というようなことではありますけれども、民間も利用していただきながら、そういったことも完了を目指していただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 建設、それから運営につきましては、当然民間でやっていただくというようなところで進めてございますので、引き続き事業者と連携といいますか話をきちっとしながら、まずはこの1カ月、引越しシーズンといますかそういったところに入ってきておりますので、民間の事業者と引き続き連携をして進めていきたいというふうに考えてございます。

○棚井裕一委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 8款土木費2目道路維持費の委託料についてお伺いします。

除雪対策費を2,027万円増額というふうなことでありますが、ことしは記録的な暖冬、そして雪不足ということで、ほとんど除雪は出ていないというふうな状況であると思います。先ほどの説明で今後に備えてという話もありましたけれども、これは除雪業者に対する補償料等々についての増額なのか、あるいはこれから雪が降るといふふうに見込んでの増額なのか、お答えをいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 委託料、この部分につきましては、現在、当然この間少雪というふうな状況でございますけれども、補正の考え方としたしましては、いわゆる待機補償というふうな考え方でございます。出勤がない場合、それから当然稼働が少ないような状況でございますので、除雪業者のいわゆるオペレーターの確保、それから維持管理費、そういったところに要す

る費用というふうなことで待機補償というふうな額を見込んでございます。これにつきまして、それが1点、8,500万円ほど待機補償費を見込んでございます。

さらに、いわゆる除雪組合に観測業務等をやっていたらおるんですけども、そういった経費が200万円弱ほどございます。そういった額をトータルしますと、今の予算9,530万円にはほぼ近い数字になっているというふうな状況でございます。

一方で、おっしゃったような山間部の除雪につきまして、この間13回ほど出ている状況もでございます。今後の山間部の降雪につきまして、1カ月ほどにはなるんですけども、自然現象というふうなところもございますので、補償費を見込んだ上での山間部の除雪費を補正で計上させていただいたというふうなところでございます。

○棚井裕一委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 わかりました。こういう異常気象なものですから、このまま降らなければいいのでしょうかけれども、異常なのでこれからまだまだ降ることも考えられますので、それも含んだ形での補正というふうな形でよろしいのでしょうか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 委員おっしゃったとおり、今後の山間部の除雪、おおむね数回ほど見込んだ金額というふうなところでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、9款消防費、10款教育費についての質疑、発言を許します。尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 10款教育費、蔵王坊平ア

スリートヴィレッジ費というようなことです。こちらのほうの振興費が70万円ほど追加ということですが、こちらのほう増加の要因というようなことで、新しく新たな団体、学校、大学ほかにあるのかどうか、今現状をお示しください。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 新たな団体も多数ありますけれども、今回の部分につきましては、前年度の実績に基づいて予算化した部分よりふえているということで、足りなくなるということで補正させていただいているということでございます。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 今お答えいただきましたけれども、新たな団体ふえているという状況、大変、我が蔵王坊平アスリートヴィレッジにおける宿泊の補助金が増額されていると思うのですが、そちらのほうの団体で新しくなったものに対して私ちょっと存じ上げませんので、そこら辺もお示しください。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 本当に新規ということではございませんけれども、以前来ていて令和元年度来たとかそういった部分もありますけれども、本当の新規ということであれば、大学等であれば城西大学ですとか、そういった部分については新規という形になると思います。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 今までの、市長もでしょうけれども、スポーツ振興課の努力が実って、前回、拓殖大学の何か空手部というようなことも聞こえてきましたので、そちらのほう再度この補助金というようなことだったと思うのですが、人数制限もないというようなことで

ありますので、そういったことを活用できて、上山の振興に寄与していただくというのは大変結構だと思うので、これからのスケジュール等もありましたらば、そういったところに回るといふか、PRに行くというようなことがあればお示しください。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 拓殖大ということでございましたけれども、そちらも含めて、ことしについては既に下のほうで今回実施しております。拓殖大というのは平成30年度の上のほうの部分になりますけれども、令和元年度については下のほうで合宿。宿泊については上のほうになりますけれども、まず拓殖大についてはそのように令和元年度についても対応になるという形で終わっております。

セールスにつきましては、上山市と、坊平については平地がないということで福島の北塩原と合同で、そういった大学や実業団に対しての合同のセールス、そういったものも行っております。それだけでなく、いろいろな広報、PR等については引き続き実施してまいります。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、11款災害復旧費、12款公債費についての質疑、発言を許します。高橋要市委員。

○高橋要市委員 11款災害復旧費なんですが、1,000万円要するに余ったということで戻されるわけでありましてけれども、昨今の災害、異常な気象により災害がこれからも多発していくというようなことも踏まえて、恐らく年度年度である程度のまとまった、固まった金額の設定とされているかと思うのですが、今後そのところを例えば増額していくとか、そのような



お考えなどがお持ちなのかどうかお示しいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 災害復旧事業につきましては、毎年定額といたしますか、1,500万円ほど工事請負費を見させていただいております。災害そのものの考え方につきましては、被災して復旧をしていくというふうなところでございまして、令和元年度につきましては台風19号等の大きなところはございますけれども、この公共災害に採択をする規模の工事がなかったということで令和元年度も減額をしているところでございますけれども、一つの今後の考え方についても、引き続き、今申し上げたような考え方で順繰り対応していければなというふうに思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。  
次に、13款諸支出金についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。  
以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。  
次に、歳入並びに繰越明許費及び地方債についての質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 19款の繰入金に関して、16ページなんですけれども、財政調整基金繰入金として減額の補正をしているわけですが、この理解として、本来6億円ほど繰り入れる予定だったのが、東電の賠償なんかもあってこの2億円で済んだという、こうした理解でよろしいのでしょうか。

○棚井裕一委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 東電の賠償金も含めて、

あるいは交付税、あるいは税収の増そうといったもの、もろもろ含めてのこういった補正でございいます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 それで、私この間ずっと財政の厳しさというのを指摘してきて、いわゆる財政調整基金についても今10億円程度ですか、これが少ないのではないかとこのことを指摘する学者なんかもいるわけですけども、154億円の財政規模の会計の中で、望まれる基金というのはどれぐらいと想定していますか。

○棚井裕一委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 望まれる、これは多ければ多いほどいいのだろうなというふうに思っております。今現在12億円ほどございますけれども、その額からすればもう少しあればいいなという財政担当者としての考え方はございます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 私も財政課長にお伺いをいたします。

まず1つは市税のたばこ税であります。先ほどの説明では加熱式たばこの愛煙者がふえたからみたいな、それで下がったというような説明だったやに思うのですが、それでは従来の紙巻きたばこのいわゆる禁煙運動の効果ではなくて加熱式なのかという、そのところですね、減額の要因。

それから、続けてもう一つ、あと返還金の繰り延べですね、バイオマス発電所の。これについて、今とまっていますが、説明会などもして、ことしじゅうには再稼働したいというのが業者側の意向のようでありますけれども、繰り延べというのはいつまでこういう措置ができるのかお伺いします。

○棚井裕一委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 バイオマスについて先にお答えいたしたいと思います。2020年3月31日が初めての元金償還でありました。6億2,100万円を融資しているわけですが、1年据え置きで最初の元金償還到来ということでございましたけれども、関係者との協議によりまして2年間先送りするというようなことで、結果的には3年間据え置きというふうになります。そこまで合意したということでございまして、今現在そういうことでございます。

繰り延べについては、上山市が特別なことをやったわけではなくて、要は一番最初に6億2,100万円融資したときに、繰り延べ期間というのは最長5年まで選べたんです。その範囲の中で今回変更したということで、据置期間を3年間というのはもともと選べた選択肢の一つであったものですから、これを上山市としては認めたというようなことでございます。

○棚井裕一委員長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 たばこ税についてお答えいたします。

先ほど財政課長の説明の中で、税率の低い加熱式たばこの普及という理由でございましたが、それに加えまして昨年10月の消費税アップの部分で、実は年度の推移を見ますと10月に結構がくんと落ち込んで、売り上げというか本数が落ち込んでいると。その後、若干回復はしておりますけれども、税率で普通のたばこは上がったのと、旧3級品でないたばこの税率が上がってきたことによって売り上げがかなり落ちてきているというのがございまして、私どもも想定外に予定したよりもたばこ税の収入が見込めない状況であるということで、今回減額補正とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 たばこについて伺いますが、そうしますと本数が減ったのはわかるんですけども、喫煙者そのものの変動というか、減ったとかということまでは言い切れない現状ですかね。

○棚井裕一委員長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 喫煙者数の統計データまでは持っておりませんが、ただ、本数的には前年度対比で1割ぐらい落ちておりますので、喫煙者数も減少している傾向ではないのかなというふうには想定しております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。  
以上で、議第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第2号令和元年度上山市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

---

午後 2時17分 開議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**議第 3 号 令和元年度上山市国民健康
保険特別会計補正予算
(第 2 号)**

○**棚井裕一委員長** 次に、議第 3 号令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○**鈴木直美健康推進課長** 命によりまして、議第 3 号令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

補正予算書の 27 ページをお開き願います。

令和元年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 7,400 万円とするものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第 1 表歳入歳出予算補正の説明ですが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、36 ページ、37 ページをお開き願います。

6 款基金積立金 1 項 1 目基金積立金に 7,240 万 8,000 円を追加し、補正後の額を 7,390 万 8,000 円とするものであります。決算見込みにより国民健康保険基金積立金を積

み立てるため増額するものであります。

8 款諸支出金 1 項 3 目国庫支出金等返還金に 959 万 2,000 円を追加し、補正後の額を 969 万 2,000 円とするものであります。過年度の国庫支出金の療養給付費負担金及び県支出金の普通交付金の精算により、超過額を返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

34 ページ、35 ページをお開き願います。

6 款繰入金 2 項 1 目基金繰入金は 4,019 万 8,000 円の皆減であります。決算見込みにより減額するものであります。

7 款繰越金 1 項 1 目繰越金に 1 億 1,846 万 1,000 円を追加し、補正後の額を 1 億 1,946 万 1,000 円とするものであります。前年度繰越金を増額するものであります。

8 款諸収入 3 項 5 目雑入に 373 万 7,000 円を追加し、補正後の額を 724 万 6,000 円とするものであります。過年度の普通交付金余剰金分を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願ひ申し上げます。

○**棚井裕一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**棚井裕一委員長** 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**棚井裕一委員長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第 3 号令和元年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第4号 令和元年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

○棚井裕一委員長 次に、議第4号令和元年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第4号令和元年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げますので、補正予算書の38ページをお開き願います。

令和元年度上山市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

元号の表示、第1条、「平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度上山市公共下水道事業特別会計予算」とするものであります。

第2項、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とするものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」によるものであります。

次に、第1表繰越明許費について御説明申し上げますので、39ページをお開き願います。

第1表繰越明許費1款公共下水道費1項公共下水道費、公共下水道事業費（補助）7,620万円は、浄水センター自家発電更新工事で、委託協定先である日本下水道事業団が実施した入札において、入札不調となり、再入札の手續等に時間を要したため、年度内工事の完成が困難となったことなどから、繰越明許費を設定し、産業団地整備事業特別会計繰出金2,000万円は、繰出金を充当するボックスカルバート等入替工事において、年度内の完成が困難となったことから、繰越明許費を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、元号の表示及び繰越明許費を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第4号令和元年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第5号 令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○棚井裕一委員長 次に、議第5号令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第5号令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の40ページをお開き願います。

令和元年度上山市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明ですが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、51ページ、52ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費は補正額ゼロ円ですが、システム改修に伴う国庫補助金が措置されたことに伴い財源更正を行うものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費から8,434万6,000円を減額し、補正後の額を13億4,762万2,000円とするものでありますが、通所介護、訪問介護などの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

5目施設介護サービス給付費から8,005万4,000円を減額し、補正後の額を11億5,931万4,000円とするものでありますが、介護老人保健施設サービスなどの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費から1,314万9,000円を減額し、補正後の額を1億6,925万5,000円とするものでありますが、計画作成の給付費の実績見込みにより減額するものであります。

2項1目介護予防サービス給付費に1,324万6,000円を追加し、補正後の額を5,700万円とするものでありますが、介護予防通所リハビリテーションなどの給付費の実績見込みにより増額するものであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費に294万7,000円を追加し、補正後の額を1,500万円とするものでありますが、給付費の実績見込みにより増額するものであります。

7目介護予防サービス計画給付費に314万4,000円を追加し、補正後の額を1,200万円とするものでありますが、計画作成の給付費の実績見込みにより増額するものであります。

4項1目高額介護サービス費に652万8,000円を追加し、補正後の額を6,900万円とするものでありますが、サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

6項1目市町村特別給付費は補正額ゼロ円で

ありますが、保険者機能強化推進交付金が措置されたことに伴い財源更正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

7項1目特定入所者介護サービス費に506万9,000円を追加し、補正後の額を1億5,900万円とするものであります。サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金に4,951万5,000円を追加し、補正後の額を5,001万5,000円とするものであります。決算見込みにより介護給付費準備基金積立金を積み立てるため増額するものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）に200万円を追加し、補正後の額を7,331万7,000円とするものであります。サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

6款諸支出金1項3目償還金に10万円を追加し、補正後の額を4,811万円とするものであります。過年度分の交付金の精算により返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。47ページ、48ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金から3,270万6,000円を減額し、補正後の額を6億7,444万9,000円とするものであります。保険給付費の実績見込み額に国の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2項1目調整交付金から967万3,000円を減額し、補正後の額を2億5,408万円とするものであります。保険給付費の実績見

込み額に国の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に50万円を追加し、補正後の額を2,626万3,000円とするものであります。介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込み額に国の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

4目介護保険事業費補助金は89万6,000円の皆増であります。介護保険システム改修に対する補助金を措置するものであります。

5目保険者機能強化推進交付金は333万6,000円の皆増であります。自立支援重度化防止の取り組みに対する交付金を措置するものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金から3,958万6,000円を減額し、補正後の額を10億747万7,000円とするものであります。保険給付費の実績見込み額に2号被保険者の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2目地域支援事業支援交付金に54万円を追加し、補正後の額を2,850万5,000円とするものであります。介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込み額に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金から1,494万5,000円を減額し、補正後の額を5億3,825万3,000円とするものであります。保険給付費の実績見込み額に県の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に25万円を追加し、補

正後の額を1,313万1,000円とするものでありますが、介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込み額に県の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金から1,764万9,000円を減額し、補正後の額を4億6,840万2,000円とするものであります。保険給付費の実績見込み額に市の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）に25万円を追加し、補正後の額を1,313万1,000円とするものでありますが、介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込み額に市の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

5目その他の一般会計繰入金から89万6,000円を減額し、補正後の額を8,464万円とするものでありますが、介護保険システム改修に対する国庫補助金が措置されたことに伴い、事務費繰入金を減額するものであります。

次のページをお開き願います。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は5,559万6,000円の皆減であります。決算見込みにより減額するものであります。

8款繰越金1項1目繰越金に7,027万9,000円を追加し、補正後の額を1億1,814万8,000円とするものであります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

**○棚井裕一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡等委員。

**○守岡 等委員** 51ページの保険給付費なんですけれども、この実績が非常に減っていると

いうことで、その要因は何かということをお尋ねしたいと思います。

**○棚井裕一委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** 介護サービス等諸費につきましては減額になっておりますが、予算と比較して減額ではございますが、前年度対比で増額ということで、決して需要等、利用が減っているということではございません。前年度より増加しております。

**○棚井裕一委員長** 守岡等委員。

**○守岡 等委員** それで、保険者機能に応じた交付金がありますけれども、これとその保険給付費の減と相関するところがあるのかどうかお尋ねします。

**○棚井裕一委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** 国の補助金の保険者機能交付金との関係と思いますが、保険者機能強化推進交付金につきましては、例えば要介護者の場づくりであったり、そういう重症化予防の取り組みを行うことを点数化して交付金が来る仕組みになっております。ですので、この保険者機能強化の取り組みが進めば介護予防にはつながるものと思っております。

**○棚井裕一委員長** 守岡等委員。

**○守岡 等委員** その交付金の基準が、要介護度が改善したとかそういうことであって、あくまでも給付が減ったからとかという、そういうわけではないということを確認したかったので、そういう理解でいいですね。

**○棚井裕一委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** 要介護者の改善度に応じて点数というものもございます。交付金の算定の一つの要因には、委員がおっしゃる改善度というものは入っております。

給付が減ることで保険者機能交付金、こちら

がふえるというものではございません。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第5号令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第6号 令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○棚井裕一委員長 次に、議第6号令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔鈴木英夫商工課長 登壇〕

○鈴木英夫商工課長 命によりまして、議第6号令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げますので、補正予算書の55ページをお開き願います。

令和元年度上山市の産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

元号の表示、第1条、「平成31年度上山市産業団地整備事業特別会計予算」の名称を「令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計予算」とするものであります。

歳入歳出予算の補正、第2条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,700万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出から申し上げますので、65ページ、66ページをお開き願います。

1款1項1目産業団地整備事業費は3,300万円を減額し、補正後の額を4億2,925万円とするものであります。工事請負費におきましては、当初予定していた団地南側約3.1ヘクタールの造成工事について、令和2年度において、周辺道路等の整備工事が一定程度進んだ後に施工したほうが効率的なことから減額し、公有財産購入費におきましては、所要見込み額の確定により減額するものであります。

負担金補助及び交付金におきましては、農業用排水設備移設工事に係る負担金で、土地改良区所有の通信線及び支柱の移転等の必要が生じ

たことから、設計を変更するため増額し、補償補填及び賠償金におきましては、東北電力柱の移設について、ボックスカルバート等入替工事の完了に合わせて繰り越す必要があり、令和2年度の移転補償金の増に伴い増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして63ページ、64ページをお開き願います。

1款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は2,730万円を減額し、補正後の額を1,000万円とするものであります。ボックスカルバート等入替工事における道路工事分に充てる繰入金について、国庫補助金を活用して一般会計で予算を措置するため所要額を減額するものであります。

2款1項市債1目産業団地整備事業債は570万円を減額し、補正後の額を3億9,530万円とするものであります。用地取得費や造成工事費等、起債対象経費の実績見込みに合わせ減額するものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明申し上げますので、前に戻りまして58ページをお開き願います。

第2表繰越明許費、1款産業団地整備事業費1項産業団地整備事業費、事業名は産業団地整備事業費で、金額は7,463万8,000円であります。ボックスカルバート等入替工事において、年度内の工事完成が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

最後に、第3表地方債補正の変更について御説明申し上げます。

起債の目的は産業団地整備事業であり、事業費の確定等に伴い、補正前の限度額4億100万円から570万円を減額し、補正後の限度額

を3億9,530万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、元号の表示、歳入歳出、繰越明許費及び地方債を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第6号令和元年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

散 会

○棚井裕一委員長 以上で、当委員会に付託されました議案のうち、令和元年度の補正予算5件についての審査が終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは正副委員長に一任することに決しました。

本日はこれにて予算特別委員会を散会いたします。

次の予算特別委員会は3月6日に開催いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時48分 散 会

